

# 障がいのある人もない人も 共に暮らしやすい社会づくり条例 (仮称) 制定について

令和7年11月  
青森県健康医療福祉部障がい福祉課

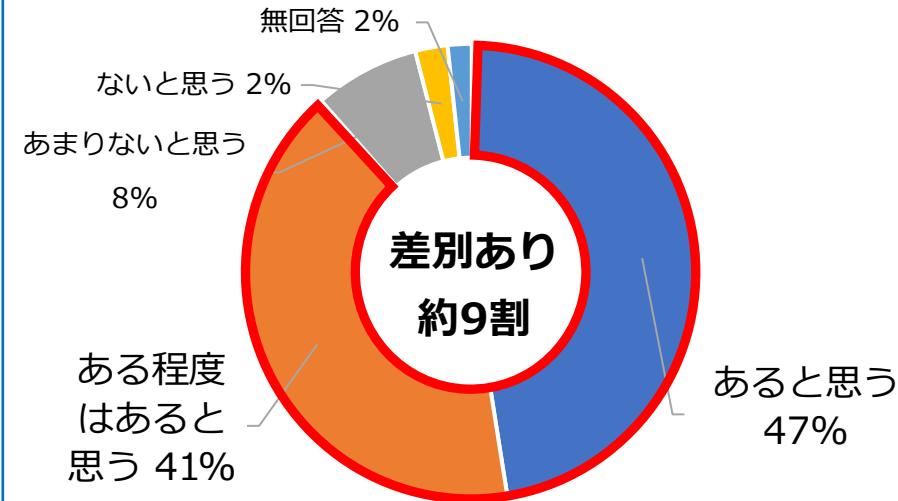
- 
- 1 制定の背景・趣旨
  - 2 進め方
  - 3 スケジュール（予定）
  - 4 条例の骨子（たたき台）の構成

# 1 制定の背景・趣旨

## 制定の背景

- ・障がいや障がい者に対する理解は十分に進んでいるとは言い難い状況。（令和4年内閣府調査）
- ・障害者差別解消法の改正法（令和3年6月4日公布）が令和6年4月から施行。
- ・障がい者差別解消に関する条例は42都道府県が制定。（未制定：青森県、兵庫県、岡山県、島根県、広島県）
- ・令和8年10月に「第25回全国障害者スポーツ大会」（青の煌めきあおもり障スポ）開催。

障害者に関する世論調査（内閣府・令和4年11月調査）  
「あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。」



## 制定の趣旨

- ・**障スポのレガシー**として、県民の障がい者に対する理解促進や障がい者の生活環境等の充実に係る施策の方向性を明確にするために、条例を制定する。
- ・障害のある人も分け隔てられることなく、共に暮らせる共生社会の実現を目指す。

## 2 進め方

障がいのある人も  
ない人も  
共に暮らしやすい  
社会づくり条例  
(仮称)  
制定

STEP  
01

### 意見聴取

障がいの当事者団体や支援者団体等から条例制定に関する意見を聴取する。

STEP  
02

### 障がい者施策推進協議会

青森県障がい者施策推進協議会において条例案を検討する。

STEP  
03

### パブリックコメント

パブリックコメントにおいて、県民から幅広く意見を聴取する。

STEP  
04

### 青森県議会

青森県議会で審議する。

# 3 スケジュール（予定）

R7	11	協議会	【11月20日】	・条例制定について説明
R8	12	意見照会	【12～2月】	・条例の骨子案に対する意見照会
	1	STEP 01		
	2	第1回協議会	【6月】	・骨子案・条例案の検討
	3	STEP 02		
	4	第2回協議会	【8月】	・骨子案の確定、条例案の検討
	5	STEP 02		
	6	青の煌めきあおもり障スポ	【10月23日～10月26日】	
	7	STEP 02		
	8	第3回協議会	【11月】	・条例案の確定
	9	常任委員会報告	【12月】	・パブリックコメントに向けた条例案報告
	10	STEP 02		
	11	パブリックコメント	【12～1月】	・条例案の意見照会
	12	STEP 03		
R9	1	議会審議	【2～3月】	・条例の審議
	2	STEP 04		
	3	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（仮称）施行		



# 4 条例の骨子（たたき台）の構成

- ・ **目的**
- ・ **基本理念**
- ・ **各主体のすべきこと**  
【規定内容】県、県民、事業者等のすべきこと
- ・ **障がいや障がい者の理解促進に関する施策**  
【規定内容】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や第4次青森県障がい者計画に記載されている内容等を踏まえた基本的な施策
- ・ **障がい者の自立と社会参加に向けた施策**  
【規定内容】第4次青森県障がい者計画に記載されている内容を踏まえるとともに、他都道府県の類似条例を参考にした基本的な施策
- ・ **財政上の措置**